

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成30年2月9日

京都府京都市「宿泊税」の新設

京都府京都市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される京都市宿泊税の概要は以下のとおりです。

| 課税団体 | 京都府京都市 |
|-----------|---|
| 税 目 名 | 宿泊税(法定外目的税) |
| 課税客体 | ・旅館業法に規定する旅館業(ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為 |
| 税収の使途 | 国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に 要する費用 |
| 課税標準 | ・ホテル、旅館、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数 |
| 納 税 義 務 者 | ・ホテル、旅館、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者 |
| 税率 | -人一泊について、宿泊料金が ・2万円未満の場合 ・2万円以上5万円未満の場合・・・ 500円 ・5万円以上の場合 ・・・1,000円 |
| 徴 収 方 法 | 特別徴収 |
| 収入見込額 | (初年度) 約 19.0 億円 (平年度) 約 45.6 億円 |
| 非課税事項 | 修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者 |
| 徴税費用見込額 | (初年度) 約3.4億円 (平年度) 約1.4億円 |
| 課税を行う期間 | 条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり |

- ・平成29年11月2日 京都市議会にて条例案可決
- · 平成 29 年 11 月 8 日 総務大臣協議
- ・平成30年2月9日総務大臣同意
- 平成 30 年 10 月 1 日 条例施行 (予定)

担当: 自治税務局企画課 西脇係長、安山 TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659